

中野区教育委員会第10回協議会会議録

開催日時 平成20年3月21日(金) 開会10時05分 閉会11時08分

開催場所 中野区役所教育委員会室

出席委員	中野区教育委員会 委員長	山田 正興
	同 委員長職務代理	高木 明郎
	同 委員	大島 やよい
	同 委員	飛鳥馬 健次
	同 教育長	菅野 泰一
事務局職員	教育委員会事務局次長	竹内 沖司
	教育経営担当課長	小谷松 弘市
	教育改革担当課長	青山 敬一郎
	学校教育担当課長	寺嶋 誠一郎
	指導室長	入野 貴美子
	生涯学習担当参事	村木 誠
	中央図書館長	倉光 美穂子
書記	教育経営分野	松島 和宏
	教育経営分野	渡邊 真理子

傍聴者数 9人

議 事

(報告事項等)

○委員長、委員報告事項

- ・ 3/14 東中野小学校・中野昭和小学校統合に伴う通学路視察について
- ・ 3/17 中野区医師会「食物アレルギー講演会」について
- ・ 3/18 中野区立幼稚園修了式(ひがしなかの幼稚園・みずのとう幼稚園・やよい幼稚園)について
- ・ 3/19 中野区立中学校卒業式(第二中学校・第六中学校・第十一中学校・中央中学校)について

○教育長報告事項

- ・ 中野区議会第一回定例会について
- ・ 3 / 1 8 中野区立幼稚園修了式（かみさぎ幼稚園）について
- ・ 3 / 1 9 中野区立中学校卒業式（第一中学校）について

○事務局報告事項

（なし）

（協議事項）

- 1 伝染病予防対応に伴う規則の一部改正について
- 2 中野区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 3 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部改正について

午前10時05分開会

山田委員長

教育委員会第10回協議会を開会いたします。

初めに、報告事項からまいります。

委員長、委員報告からお願いいたします。

<委員長、委員報告事項>

山田委員長

では、私から報告をさせていただきます。

先週の3月14日、教育委員会が終わりましてから、中野昭和小学校、東中野小学校の通学路の視察に出かけました。当日、ちょうど1時過ぎからは雨が降ってきた状況でございますけれども、1時過ぎにこの区役所を出まして、東中野小学校に到着いたしまして、通学路の概要の説明を受けた後、東中野小学校から中野昭和小学校に向けまして二つのルートに分かれて視察を行いました。私は早稲田通り沿いを、また、飛鳥馬委員、大島委員、教育長は東中野銀座通りに通じるという二つの通学路についての視察でございました。

私のほうは、第三中学校の付近、落合ハイム付近から青原寺交差点の派出所から中野昭和小学校へ行くという通学路でございまして、かなりひどい雨が降っておりましたが、所

要時間は、説明を聞きながら約 25 分でした。

一方、東中野銀座通りの皆様方は、東中野四丁目信号から東中野駅前、東中野銀座通り、同じように青原寺交差点前派出所を通りまして、中野昭和小学校。所要時間は、説明を聞きながら約 20 分ということでした。中野昭和小学校の東門のところの私有地につきましても通学路となれるということのご説明を受けました。

以上が 3 月 14 日の通学路の視察についてでございます。

3 月 17 日でございますけれども、中野区の医師会において食物アレルギーの講演会を行いまして、保育園の保育士さん並びに学校の関係者の皆さん方と一緒に、食物アレルギーの現状についての話をお伺いいたしました。やはりアレルギーの方々がふえているということもありまして、これからの食育の中でも、除去食並びに代替食というものが整備されてくるということが大切ではないかということでございます。

なお、前回もお話ししましたように、緊急処置でありますエピペンという特殊な治療材料がありますが、これについては、もう少し学校医を通じて学校の皆様方とともに勉強していかなければいけないのではないかなと感じた次第でございます。

19 日には、中学校の卒業式がございまして、私は中央中学校のほうに出席をいたしました。中央中学校の卒業式、85 名の卒業生が巣立っていったわけでございますけれども、式は非常に厳かに行われました。2 時間ぐらいかかった式でございますけれども、子どもたちはその中で合唱をしたり、この学校は在校生の送辞並びに卒業生からの答辞が行われておりまして、その中で、ことしは中央中学校は東京都教育委員会の人権尊重教育推進校実践ということで、例えば「アンネのバラ」ということで、平和の象徴であるバラを育てたことの体験談ですとかを答辞の中で卒業生が披露されました。中央中学校は、建物がかかなり古く感じました。体育館もかなり古いかなと思いますが、近い将来、警察大学校跡地の中で建て直しの計画もあるようでございますけれども、教育委員会として熱望しております中央中学校の南側の土地についてが、公務員宿舎の予定があるということで、遅々として進んでいないようなことでございますが、子どもたちの条件を考えますと、南側の土地は必要な土地なのかなというような実感を持って帰ってまいりました。

私からは以上でございます。

高木委員

私は、3 月 18 日、区立みずのとう幼稚園の修了式に出席してまいりました。第 34 回ということで、5 歳児クラス 41 名、うみの組さん、やまの組さんの卒園生が元気に卒園し

ていきました。園児たちがつくったこういった一人一人の違った絵を列席者のほうにいた
だいて、非常にうれしいなと思っています。進学先は、区内の区立小学校が 38 人、区外
が 3 人ということで、ほとんど区内の小学校に進んでいただいてよかったなと思います。

続く 3 月 19 日は、中野区立第十一中学校の卒業式に出席してまいりました。第 50 回で、
第六中との統合によりまして、これが最後の卒業式になります。3 年生は全部で 72 名、
2 クラスプラスたんぼぼ学級さん 3 人です。合唱が在校生も入れて全部で 5 曲ですか、結
構歌が多いなという感じがしました。進路は、公立の高校が 39 人、私立の高校が 32 人、
専修学校、各種学校が 1 人ということで、全員が決まっていることは非常によかったなと
思っております。

私からは以上でございます。

飛鳥馬委員

私は、先ほど山田委員長から報告がありました 14 日の東中野小学校と中野昭和小学校
の通学路、私は 2 回目なのですが、前は早稲田通りのほうを見ましたので、今回は商店
街のほう、別のコースを歩いてみました。子どもたちの安全は非常に大事なことで、
また、心配されている保護者もたくさんおりますので、その辺のところはどんな対策がで
きるのか、もうちょっと考えなければならないのかなというふうな感想を持っております。

あとは、18 日火曜日は、やよい幼稚園の修了式のほうに出席しました。幼稚園ですので、
最近は子どもの数より親の数が多いという卒園式ですが、ご両親、場合によっては祖父母
の方がいらっしゃって、来賓の方も非常にたくさんおまして 30 人ぐらいいたのではな
いかなと思いますけれども、大人に囲まれた中での卒園ということになったと思うのです。

先ほど高木委員の話もありましたが、非常に広範囲から幼稚園に通っておりまして、比
較的多く入学するであろうと思われる小学校の校長先生が 6 名か 7 名来ていましたけれど
も、あと 1 名、2 名行く子がおりますので、恐らく小学校は全体で 10 校ぐらいあると思
うのです。一つの幼稚園から三十何名の子がそれだけ散らばっていくわけですね。ですか
ら、かなり広範囲から通っているというふうな印象を受けました。

それから、19 日水曜日は二中の卒業式に参加しました。二中も、山田委員長が言われた
ような学校と同じですけれども、非常に厳粛に、立派な、全員参加の卒業式ができたと思
うのです。私はほかの区では余り経験していないのですけれども、中野に来て、中学校に
行きますと何校か経験していることは、卒業式が終わって退場するときクラスごとに生
徒が自主的に立ち上がって担任の先生にパフォーマンス的に言葉をかけるのですね。「数学、

先生よかったよ」「感激したよ」とか「先生、大好き」とか、別に筋書きも何も—ある程度あるのでしょうけれども、代表の子どもたちが言ってくれるのです。そうすると、担任の先生もそれでぼろっときまして涙を流しながらという、一番最後の退場のときにそういうのを何校か私は経験しています。中野ではそういうところが何校かあるのかなというようなことで、小学校、あるいは幼稚園とは違った卒業式ということで、そういうのに参加してきました。いい卒業式でした。

以上です。

大島委員

私も、先週 14 日の午後に、皆さんとご一緒に東中野小学校の新通学路の視察に行ってみたりまして、飛鳥馬委員と同じルートを歩いてみました。

それから、18 日の火曜日ですが、私は東中野幼稚園の修了式に参加いたしました。ちょっとびっくり—びっくりということはないのですけれども、印象的な光景として、子どもが修了証書をもらうときに、名前を呼ばれて一人一人前に出ていくわけですが、子どもさんの名前を呼ばれると、保護者席にいるお母さん、中にはお父さんもいらっしゃるのですけれども、一緒に立ち上がって礼をしまして、一緒にもらうような雰囲気、保護者の方がみんな立っていたので、最近はこういうことなのかなということではびっくりいたしました。みんなすごく行儀よくきちっとしていたので、本当に感心いたしました。

それから、19 日の水曜日に第六中学校の卒業式に出席してまいりました。とてもいい式でしたし、厳かな感じで行われたのですが、六中は再編に伴って閉校する学校なものですから一抹の寂しさもあるのですが、生徒たちは別にそのことでは関係ないと思うのですが、女子生徒も男子生徒も泣いている子が結構多くて。合唱の伴奏のピアノを弾く生徒のお子さんも、ピアノのところに行くまで泣いていて、終わってからも泣いていたので、ピアノはちゃんと伴奏していましたが、何か変なところに感心したりしました。

それで、六中の齋藤校長先生の祝辞が大変印象的でした。三つ言っておきたいことがあるということで、一つは、飯は自分の金で食えということ。この校長先生の前からのモットーのようなのですけれども、ただ飯を食うというのはろくなことはない。将来、自分の金で飯を食えということ。二つ目が、きょうは卒業証書をもらったら、これを親御さんの前に置いて、「今まで育てていただいてありがとうございます」とちゃんと頭を下げてお礼を言え。高校に行く子は、「義務ではないのだけれども、もう少し勉強したいからこ

れからもよろしくお願いたします」ときちんとあいさつしなさいということがありました。私自身もことし中学校を卒業する娘がいるのですが、残念ながら六中ではないのでこの話は聞かせていないのですが、「うーん、これは聞かせたかった」と。親が何かするのは当たり前のことというふうに思っているような子どもでございますので、こういうことを聞いてくれたらなと思わず思いました。三つ目が、過去を振り返るなど。中学時代はよかったななんていうことを将来考えるなどということ。で、中学にまた来るときにも、あらかじめ電話して用件を言って、服装を整えて来いということ。それで連想したのが、よく卒業生が中学校に押しかけて、後輩を子分にしたりとか、たむろしたりというようなのを聞いたので、そういうことを念頭に置いて言われたのかどうかわからないのですけれども、今まで聞いたことのない、ぴりっとさびの効いた祝辞で大変印象に残りました。

以上でございます。

<教育長報告事項>

教育長

区議会ですけれども、きょう、本会議の最終日ということで、さまざま議案があるのですけれども、それが議決して、閉会の見込みでございます。

それから、区議会の中で予算は既に議決されておりますが、その中でも、校庭の芝生化につきまして、先週ご報告しましたけれども、意見がつかしました。内容は、芝生の育成技術とかそういうものをよく研究して、さらに地域の団体などの意見を聞いた上で進められたいというような内容なのですけれども、そういうのもありまして、19日水曜日の7時から芝生関連のスポーツ利用団体との意見交換会を行いました。校庭につきましては、土・日に開放しておりまして、地域の主に野球・サッカーの指導者が子どもたちを指導しているというようなのがございまして、少年サッカー連盟、それから少年野球連盟に声をかけまして、代表の方に集まっただき、芝生化につきまして意見交換をしました。

私どもが申し上げたのは、中野区といたしましては、今後5年間で全小・中学校の芝生化を進めていきますと。進めていくのですけれども、各学校におきましては、サッカーでありますとか、野球でありますとか、スポーツ開放で利用しているという状況がありまして、学校の都合もさることながら、そうした利用している団体とも意見調整をした上で、お互いに納得する形で進めていきたいと申し上げました。

団体のほうからいろいろ言われましたのは、全面芝生化をしますと、一つは、激しく使うと芝生が傷んで使えなくなってしまうということで、例えば試合をしたりはできない。

サッカーなどで練習で使う分にはまだいいのだけれども、試合形式で何試合かやってしまうとぼこぼこになってしまってもう使えなくなるので、学校のほうで「やめてくれ」と言われるというふうなことで、全面芝生化をしてしまうと試合に使えないということを言われました。

あと、サッカーのゴールを1カ所に置いておくと傷んでしまうので、「しょっちゅう移動しろ」とか言われるとか、いろいろありますというようなことも言われております。いずれにいたしましても、全面芝生化すると、サッカーとしてはなかなか使いづらいというお話はございました。

それから、野球のほうは、ピッチャープレート、それからホームベースとベース等につきまして、そののところだけ傷むので、例えば何か置いたりするようなものをいろいろ工夫して置いてもらわないと難しいということ。もう一つは、致命的というか、いろいろあるのですけれども、冬芝、夏芝両方の芝生をまきますので、でこぼこになってしまって、ゴロが不規則バウンドしてしまうということで、実際に芝生を使ったゴロ練習というのはなかなかできないのだというようなことで、野球としても使いづらいということで余り評判がよくないのです。

そういうふうなことの中で、いろいろ工夫できる部分、例えばサッカーでありますれば、試合をするような学校について全面芝生化についてやらないという方向で考えられないかということが言われておりますので、それは多田小、大和小、四中なのだそうですねけれども、その辺はちょっと考えていかなければいけないのかなと思っております。

あと、野球につきましては、ゴロの問題ですね。ホームベースとかピッチャープレートについては、プレートに敷くようなものを考えればいけるのかもしれませんが、ゴロの不規則バウンド等につきましては、芝刈りの方法とか、そんなものがあるのかなと。

いずれにいたしましても、来年20年度は4校やっていきますけれども、これからまたその4校の実際に使っている団体とも話し合いをしますし、そういう中で十分ご理解を得ながら進めていきますけれども、これからの進め方につきましては、なるべく早く芝生化する学校を決めまして、各団体と十分に協議した上で、どのような方法でどの範囲をやっていくかみたいなことについて協議しながらやっていきたいと思いますということで、おおむねそういうルールづくりにつきましては合意を得たというところでございます。

それから、野球のほうがいっぱい来ていなかったものですから、もう1回話を聞きたいというようなことを私のほうから申し上げました。

それから、18日の幼稚園の修了式ですけれども、私がかみさぎ幼稚園のほうに行きました。かみさぎ幼稚園は32名の卒園生で、10人が男の子で22人が女の子ということで、女の子のほうが多かったのですけれども、非常に落ちついた修了式で、小学校よりも大変しっかりしているという感じでした。大変しっかりした修了式でございました。

それから、19日ですけれども、私は一中の卒業式に出席させていただきました。一中は87人ということで、これも非常に整然ときちんとされた卒業式で、荒れるとか、さまざまな問題は全くなく、きちんとした卒業式でありました。ただ、最初に国歌を歌ってその後校歌を歌うのですけれども、校歌を歌ったあたりから、男の子が1人先に泣き出しまして、全体で見てもよく泣いているのですが、何か男の子がよく泣いているなという、そういうイメージでした。

それから、これは女の子なのですけれども、みんな歌をいっぱい歌うのですが、指揮者の女の子が前に出たときに、その指揮者が泣いていまして、もらい泣きしてみんな泣いてしまったというような、よく涙を見せられたような、そんな卒業式でした。

以上でございます。

<事務局報告事項>

山田委員長

事務局からの報告事項はございますか。よろしいですか。

<協議事項>

山田委員長

それでは、協議事項に移ります。

協議事項第1点目、「伝染病予防対応に伴う規則の一部改正について」の協議を進めます。

説明をお願いいたします。

学校教育担当課長

それでは、私のほうから、伝染病予防対応に伴う規則の一部改正につきまして、ご協議をお願いいたします。お手元の資料をごらんください。

改正する規則は、「中野区教育委員会の権限に属する区立学校の伝染病予防に係る臨時休業に関する事務の委任に関する規則」と長いものなのですが、内容は、学校保健法で伝染病がはやったときに学級閉鎖とか学校閉鎖をするときには、従来はインフルエンザとか麻疹など各学校の実情に応じて学校長の判断でやっているのですが、一斉にする必要がある場合には教育委員会の責任においてしようということです。これは、もともと学校保健法

という法律の中に「臨時に学校・学級閉鎖をすることができる」という規定がありまして、また、同じ学校保健法の中に「それを学校長に委任することができる」という規定がございます。それに基づいてこの規則が定められているのです。従来のインフルエンザや麻疹の場合にはそれで十分だったのですが、いわゆる鳥インフルエンザが進化した新型インフルエンザといったようなものが世界的に流行するという危惧がなされているところです。こういった新型インフルエンザなどは感染力が非常に強くて、また致死率も非常に高いということで、国や都、あるいは区の機関に本部を立ち上げますが、そういったところで一斉に要請があった場合には、速やかに臨時休業するという必要がございますので、そのときには学校長に委任しないで、教育委員会の責任において休業ができる、閉鎖ができるというふうに改めるものでございます。

具体的には、新旧対照表にありますとおり、現行の権限、学校長に委任するのを一部除外して委任する。つまり、除外するというのは、すべての区立学校で一斉に行う必要があるものと緊急に行う必要がある場合は、教育委員会にその権限をとどめておくといったようなものでございます。

この規則は交付の日から施行するというように予定してございます。

簡単ですが、以上です。

山田委員長

ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

大島委員

ちょっと形式的なことでの確認ですけれども、改正案で、括弧の中に「除く」ということを書くことで、つまり、委任する中から除くということは、委任しないことになると思うのですが、ということは、もともと教育委員会がやるということに戻るというような考え方でいいわけですか。

学校教育担当課長

さようでございます。

山田委員長

私からですけれども、この伝染病予防対応は、区立小・中学校に限ったわけですけれども、ほかの私立の場合とか保育園とかいうのはまた別の所管だと思うのですが、実際には、パンデミックなものが出た場合には、中野区の児童に対しての対応ということになる。それは教育委員会の権限からは外れると思うのですけれども、その辺はどのようになるので

しょうか。

学校教育担当課長

厚生労働大臣を本部長とした新型インフルエンザ対策本部から発生宣言などが出されますと、区のほうで対策本部というのを立ち上げます。そういったところで、区内の区立学校、あるいは保育園についてはもちろんですけども、私立の学校についてもそういったことを要請するといったような体制にはなっています。

山田委員長

そういうことがあっては困るのですけれども、新型インフルエンザ対策としてはこういった処置が必要ではないかなと私は思いますので、こういうことがないことを願いますけれども、全校一斉の場合には教育委員会の権限になるということ。でも、これは新型インフルエンザに限らないかもしれませんね。ほかの予期せぬ感染症の予防もこれで対応できるかもしれませんので、こういったことも必要ではないかなと思います。

飛鳥馬委員

関連してですが、学校等が休業になるというのはあると思うのですが、一般のニュース等によれば、今、山田委員長が言われたように、新型インフルエンザというか、広範にそういう危険な流行があったときに、テレビ等を見ていると、学校を休むだけではなくて、外出することそのもの、人と接触することそのものが今非常に大変なのだということを報道しているわけですけども、その辺の、「学校は休みですよ」というだけで、そのほかのことは何かあるのでしょうか。

学校教育担当課長

この間、中野区においても、そういう新型インフルエンザの想定訓練というのをしたところですけども、おっしゃるとおり、ただ休むだけではなくて、休むのもかなり長期になるということが予想されます。もちろん、人が集まらないということが肝心なことのようなんですけれども、学校でいえば、あらかじめそういう学業のおくれが生じないように何らかの課題をあらかじめ用意する、あるいはその後、今はITの機械もありますし、あるいは学校で最小限の要員は残っておりますので、その要員のもとに生徒に課題を課すとか、そういったようなことは想定されるというふうになるところです。

教育長

もし新型インフルエンザがパンデミックな状態になりましたら、まず交通機関をほとんど減らします。例えば電車とか。それから、公共機関。ホールとか映画館とか全部閉鎖。

それから、区役所も閉鎖して、住民票ぐらいはどうしても必要な人にはどこかでとれるようにするけれども、ほとんど閉鎖。人が集まるすべてのところは閉鎖。それから、公共交通機関もほとんど通さない。そういうふうに人が集まったり、移動したりしないように、そういうような物すごい国家統制になります。

山田委員長

もう1点ですけれども、飛鳥馬委員がご質問なさったもう一つの点は恐らくこういうことではないかなと思うのです。要は、休業については家庭内にとどまって、検温をしっかりと、自分の健康を自分で管理してってくださいと。で、むやみやたらと外出してはいけないということをきちんと通達しなければいけない。これは、去年のはしかのときが、ある大学が学校閉鎖したではないですか。そのときに、大学生は健康だった方が多かったので、地元に戻ったり、雀荘に入り浸ったのです。それがために、学校を閉鎖しても患者数は減らなかったという事実があるので、それをしっかり周知しないと、休みだからどこに行ってもいいのだということではなくて、病気の蔓延を防ぐために休んでいるのだということ保護者を通じて児童・生徒にしっかり理解してもらわなければいけない。これが肝心なのではないかと僕は思います。

高木委員

1点お聞きしたいのですが、現行の委任している事務の中から、すべての区立学校で一斉に行う必要があるものと緊急に行う必要があるものを除くということです。その部分の権限を教育委員会に戻すということだと思うのですね。教育長から説明がありましたように、国家的な指示なりがあつてのケースだと思うのですが、その場合、基本的には教育委員会に戻ってきますので、中野区教育委員会として多分国からの指示を受けて意思決定をすると思うのですが、それは緊急事態だと思うので、その場合はどういうふうな形になるのでしょうか。教育委員会がやるのでしょうか。それとも教育長の判断でやるのですか。それとも事務のほうにまた委任ということなのでしょうか。

教育長

事態によってはちょっとわからないのですけれども、教育長が専決してご報告する可能性もありますし、あるいは緊急に集まっていただく。その辺については、ちょっとその場で判断させていただきたいと思います。

山田委員長

そのほかにご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

では、この伝染病予防対応に伴う規則の一部改正につきましては、臨時会を招集いたしまして改めて議案として審議したいと思いますので、事務局のほうは準備をお願いいたします。

では、続いて第2点目、「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」の協議を進めます。

説明をお願いいたします。

指導室長

中野区立学校の管理運営に関する規則を一部改正する必要が出てまいりましたので、ご協議をお願いいたします。

その大きな部分につきましては、区立小学校への2学期制の導入と、そして学校教育法の改正にかかわる部分が大きな理由でございまして、規則改正の主な内容について少しお話をさせていただきます。

まず、区立小・中学校の全部が2学期制を導入することがこの4月から始まりますので、小・中学校の学期及び長期休業を統一して定める必要がございます。これにつきましては、以前ご協議いただいた内容でございますが、それに伴いまして、学期については、前期は4月1日から体育の日まで、後期は体育の日の翌日から翌年の3月31日までとすることになります。変更となる休業日でございますが、夏季休業日が7月21日から8月27日までの日、秋季休業日が体育の日の前々日から体育の日の翌日までの日ということで設置する形になってまいります。詳しくは、後ろにつけてございます改正案の第3条以下がそうでございます。

さらに2番目でございますが、学校教育法等の一部を改正する法律の成立にかかわりまして、副校長、主幹教諭の職が導入されます。このことに伴いまして、東京都教育委員会におきましては、都費負担教職員に副校長、主幹教諭を置くことを決定いたしました。さらに、これに伴いまして、全区市町村の全校種において統一した任用管理を図る必要があるために、当該職の設置を規定する必要が出てまいりました。本区の学校教育法の学校の管理運営規則に関しましても、副校長、主幹教諭をという形になるということでございます。

3番目でございます。教育基本法の一部を改正する法律の成立がございまして、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正にかかわる引用条文の番号の整理をする必要が出てまいりましたので、このことについても別添のとおりに変えていく形になります。

そして、4番目でございますが、これは上記のものとは理由が違いますけれども、小・中学校において備えるべき表簿というものがございます。その中に、改めまして「保健日誌」を追加することにしたいというふうに思っております。

4枚添付いたしました新旧対照表のとおりに変えてまいりたいというふうに思います。

施行予定日はこの4月1日ということになってございます。

よろしくご協議のほどお願いいたします。

山田委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

大島委員

ちょっと根本的なことの質問で申しわけないのですが、2学期制というのは、国で決めた学校教育法とか、そういう法律には抵触しないというか、中野区で独自に決められるものなのですか。その法律との関係をちょっとお願いします。

指導室長

学期を定めること等につきましては、区市町村のほうの教育委員会に権限が移譲されておりますので、区市町村のほうで決める形になっております。ちなみに、来年度4月1日ぐらいからは23区中11区において導入がされる形になります。

飛鳥馬委員

直接にこの規則の改正のことではないのですが、副校長と主幹教諭の職のことですが、主幹教諭は例えば数的に東京都で何人ぐらいいるとか、中野で何人ぐらいいるとかという数字はおわかりですか。年によってかなり変化もあると思うのですが、今年度でも構いませんけれども、あるいは1校平均とかという数字が何かあったらちょっと教えてほしいのですが。

指導室長

申しわけありません。今ちょっと数値的なものは持っていませんので、後刻お答えしたいというふうに思います。

副校長に関しましては、今までのところを改めてちょっと詳しくお話をさせていただきますと、現在は「教頭」というのが法律上の正しいものでございまして、東京都においては「副校長」と称しているだけでございました。これを称するだけでなく、「副校長」という形にいたします。学校教育法上は「副校長」と「教頭」と両方ある形になりますけれども、東京都においては一本化して「副校長」という形にしていきたいと思います。

それから、東京都においては「主幹」という部分が今まで独自に置かれておりました。その「主幹」を「主幹教諭」という形に置きかえるということなので、実際にいいますと「主幹教諭」は現在のところゼロなのでございますが、「主幹」というものにつきましては、今年度までも置かれておりますので、数字がわかり次第お教えしたいというふうに思います。

高木委員

23 条の準用規定で、新旧対照表の旧のほうで幼稚園に関しては「『副校長』とあるのは『副園長』、新のほうでは「『副校長』とあるのは『教頭』として、で、25 条で「『教頭』は『副園長』と称する」と戻すような形になっているのは、今ご説明がありました学教法上の規定だと、本来「教頭」なのでということなのでしょうか。

指導室長

はい、そういうことでございまして、幼稚園の教職員に関しましては、23 区の特別区において統一して対応するという形になっておりまして、教頭につきましては現行どおり「教頭は、副園長と称する」こととしてございます。今のところ、今後の職のあり方を検討するという中で、幼稚園についても 23 区の特別区においてどうするかという検討はしているところでございますけれども、今回のものについては、幼稚園は学校教育法上のものとはちょっと違う形になるというところでございます。

では、続きまして、今年度、小学校、「主幹」と言われるものにつきましては 46 名でございます。29 校に 46 名が配置されています。中学校は 14 校に 35 名が配置されてございます。当初、都のほうは小学校は 2 名、中学校は主幹については 3 名配置するということを出しておりましたけれども、2 名・3 名配置が全校にされているという形ではございません。

山田委員長

私からですけれども、(4)に「備えるべき表簿として『保健日誌』を追加する」とありますが、現在の「保健日誌」はどのようにになっているのか。その取り扱いはどのようにされているのか。本来は、保健室の中にある帳簿ということでございますけれども、必ずしも養護の先生がすべてそれを管理しているということまで届いているところと届いていないところがあるのではないかと思うのですが、子どもたちの健康管理の面では非常に大切な書類ではないかと思うのです。その辺、お聞かせいただければと思います。

学校教育担当課長

おっしゃるとおり、児童・生徒の健康状態を管理する重要な表簿です。現在は、養護教諭が任意に作成するという位置づけになっています。実際問題としては、それを備える、あるいはそれをつける必要がありますので、事実上、全校においてつけております。その形も大体同じなのですが、学校によってやや違うというところで、「保健日誌」の重要性から見て、公簿というのでしょうか、公の帳簿という形できちっと位置づけるということと同時に、その様式についても教育委員会として統一していきたいというふうに考えてございます。

山田委員長

その「保健日誌」は、例えば小学校などでは保健委員という児童がいて、その児童がけがをした子を連れて行ってという、現実にもそういうことがありますよね。多分、その帳簿に保健委員が記入することもあるとあって、それを養護の先生が確認しているところもあるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

学校教育担当課長

「保健日誌」のほかに、要するに入室記録というのでしょうか、そういうのを児童・生徒に書いてもらっているというところもあります。そういったような児童・生徒についても養護の先生が全部手当てをするわけですので、そういうことを含めてきちっとした「保健日誌」の中で、その入室記録に基づいてきちんと記帳するといったような形になってございます。ここで公簿とするのはその「保健日誌」ということで、入室記録等についてはこういった位置づけにはしないということにしています。

山田委員長

ただ、養護教諭の配置というのは、たしか定めがあって、740名とかに1名ということですので、児童・生徒の割からいくと、養護の先生に対する子どもの数は非常に多いと思うのですけれども、それが非常に煩雑になってしまうと、養護の先生はいろいろな仕事をされていると思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

学校教育担当課長

こういうふうな管理運営規則に位置づけた、きちんと統一的にしたということで、実質的な取り扱いは現在もやっただいていただいているところですし、その辺については変更はないというふうに考えています。

飛鳥馬委員

今までもほとんどの学校は「保健日誌」をつけていると思うのです。ないところはほと

んどないのではないかなと思うのですね。ただ、公簿として位置づけるのは、必ずつけなければならないことと、大事なことは、管理職が目を通すということだと思うのですね。管理職が目を通すので公簿の扱いになると。ですから、公簿にきちっと毎日つけて、正確には副校長になるのか、校長になるのか、仕事の分担は私はわかりませんが、確認をします。そういう公簿で公的なものですから、山田委員が言われた子どもがつけるのは参考資料で副簿で、子どもに責任はないと思います。漏れていたからどうなんていうことになると思いますから、養護の先生が確認してつけるということになると思いますので、決裁というか、目を通すということが一番大事なことになるのではないかと思います。

学校教育担当課長

その辺も、今までは任意の表簿だったので、実際は校長のほうには報告はされていたのでしょうけれども、きちっと様式を統一したときにも、副校長、校長の決裁が要るような形にしておりますので、その辺は徹底されるのではないかと思います。

山田委員長

今の点は非常に大切でして、例えば学校でけがなどをした場合に、しかるべき専門医のところに紹介をされるとかいう業務を担っているかと思うのですけれども、その後のフォローですよね。日誌につけたものについて、どのような診断があって、どのような治療があったかということがフォローできるための日誌として使われることが子どもたちの健康管理にとっては大切だと思いますので、その事実確認だけではなくて、事後処置といいますか、それについて学校として、経営担当の方たちといいますか、責任ある管理者のほうでそれを掌握しているということが大切だと思います。そのような弾力的な運用ができることで公簿とするということが必要ではないかなと思いますので、そのように運用していただければと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育担当課長

事故の場合には、事故報告書等を別途作成いたしますけれども、そういったことも含めてその「保健日誌」の中に記載するということが非常に重要であろうと思っています。

山田委員長

そのほかにご質問、ご意見ございますか。ありがとうございました。

それでは、本件につきましても、臨時会において改めて議案として審議したいと思いますので、事務局は準備をお願いいたします。

では、3点目、「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務

の委任に関する規則の一部改正について」の協議を進めます。

よろしく願いいたします。

指導室長

「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則」の一部改正の必要が出てまいりましたので、ご協議をお願いしたいというふうに思います。

規則改正の主な内容でございますが、そちらに書かせていただきましたように、東京都教育委員会におきまして非常勤教員制度が設けられました。そして、「都立学校に勤務する講師の報酬等に関する条例」の改正、「都立学校に勤務する日勤講師に関する規則」の導入ということがされたことに伴いまして、本区で働きます学校職員についても変更の必要が出てきたということで、委任項目の整理をするものでございます。

もう1点につきましては、講師条例に定めのある講師を、上記の、先ほどお話をしました日勤講師と区別をいたしまして、時間講師と定義したことによる文言の整理ということでございます。つまり、今まで非常勤教員という部分のものがこの非常勤教員制度が改めて導入されております。そして、「日勤講師」という言い方と、今までの講師の部分を「時間講師」という言い方に変えてまいりましたので、それに伴います文言の整理が出てくるということでございます。東京都の任用の制度のあり方が、再任用に一本化するという方向性を出してまいりました。そして、教職員においても同様の方向性が出されたのでございますけれども、教職員においては、すべて再任用ではいろいろな不都合が出るということ、教育の低下を招くということ等々もございまして、この非常勤制度が設けられる形になってきてございます。それに伴います改正になります。

施行の予定日は本年の4月1日からというふうに考えております。

新旧対照表につきましては、後ろに掲げてございます。この中ではほとんど文言の整理でございます。

以上でございます。

山田委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

飛鳥馬委員

ちょっと確認です。ちょっとよくわからないのは、今まで一般的に「時間講師」「時間講師」と言っておりましたね。それが「日勤講師」というふうになるのですか。呼び方が

変わるのでしょうか。

指導室長

いわゆる「時間講師」と言われていたものは「時間講師」なのです。改めて「時間講師」というふうになるのですけれども、「時間講師」という言い方自体は、もともとは法的な部分では「時間講師」という言い方ではありませんでした。その部分を「時間講師」というふうにします。つまり、退職者の活用の方向性が、さっきお話ししましたように、再任用と新しい非常勤教員制度というものの2本になってきます。その部分で、退職者の扱いのほうの非常勤教員制度の部分が「日勤講師」というような言い方になってくるのです。今のところですが。ただ、今は退職者でそういうふうにあてられているのですけれども、この「日勤講師」のことにつきましてはいずれ公募する形になってくるようでございます。今のところはこの「日勤講師」という部分に関しましては、退職者が今までの嘱託的な部分でやっている部分をそういうふうに変えてくるということでございます。再任用というのはまるっきりの再任用、フルタイムと短期とございますので、それだけにするつもりだったのですけれども、それだけではだめですので、いわゆる今までの「嘱託」と言われる部分を残すような形で新しい非常勤教員制度というものを設けたという形なのです。これは教員の部分だけに特別にということでございます。

飛鳥馬委員

非常勤教員制度の中に今までの「時間講師」というのが入るのですか。その中にダブるのですか。「非常勤講師」というのは、教員の経験、要するに退職とか関係なく講師だけでずっと長年、若いときからやっている方がいましたよね。時間講師とか普通講師というのは。それは非常勤教員になるのですか、ならないのですか。その関係がまだちょっと混乱しています。

指導室長

その方々については同じなのです。時間講師で。今回言います「『日勤講師』とし『非常勤教員』とし」という部分は全然別でございます。

飛鳥馬委員

それはわかりました。

大島委員

ちょっとよろしいですか。それもまだ理解が十分でないのですけれども。

ここに「都立学校に勤務する講師」云々と書いてあるのですけれども、ここの文言だけ

読むと、別に中野区立の学校は関係ないみたいにも見えるのですが、この「委任項目の整理」というのがありまして、つまりこの条例とか規則と中野区とはどういう関係にあるのかをちょっとご説明お願いします。

指導室長

都立学校に勤務する者についてそういうふうにしていくということなのでございますが、もともと教員が都費の人間でございますので、結局、中野区に働いております教員についても、退職者についてはこの制度が導入される形になるのです。そういうことで、中野区の規則もそれに伴って変えていかなければいけない。そうしないと、そういう方が中野区でお仕事ができない状況になるということになります。

大島委員

それで、その委任項目の整理というのは、ちょっとイメージがまだいま一つわかりませんが、具体的に内容のご説明を伺えばわかってくるということではよろしいのでしょうか。委任ということがいま一つわからないのですけれども。

指導室長

ついておりますものの1枚目の部分の第3条のところを見ていただくと、「東京都教育委員会が任命する教員の勤務時間等に係る事務及び区立小中学校に関する事務のうち次に掲げるものは、教育長に委任する」という形になっておりまして、具体的には、報酬の減額免除に関すること云々と書いてございますが、裏面にまいりまして、(48)項になるのでしょうか、夏季休暇に関することとか、慶弔に関することとかという部分を引用してまいりまして、区立小中学校については、具体的にいいますと、休暇とかそういう部分の講師に関するところがこちらに委任されるという形になってくるということなのです。もともとこちらに委任されている部分ではあるのですが、もともと日勤講師という部分がございますので、その部分がきちっと明確にされて、日勤講師の部分がちゃんと一緒に委任されてくるという形になってくるということでございます。

教育委員会事務局次長

今のお話でいいますと、例えばこの新旧対照表をごらんいただきますと、引用しております東京都の規則、第3条のところではいけば講師条例というものを引用しておりますけれども、その中で定め自体が変わってしまったと。東京都のほうの講師条例のほうの定めが変わって、そこでは講師条例の6条と第11条1項には時間講師と日勤講師の報酬の定めというのがあるわけですので、それを引用しておりますので、変えなくてははいけません。

それから、例えば裏面にいつていただきますと、ずっと講師規則として引用しておりますけれども、これも講師規則というものが、(35)のところで「講師規則」というふうに縮めて言っていますけれども、規則の名称自体が変わってきているということですので、その規則の名称自体、引用自体をこういうふうに改めるというものでございます。ですから、実質的には内容的に何かが変わるということではありません。

高木委員

いわゆる「非常勤講師」と言われている人が今度からは「時間講師」と呼びますよというところは何となくわかったのです。ただ、日勤講師というのが時間講師とどう違うのかというのがちょっとイメージがわからないので。例えば非常勤講師、あるいは時間講師という方は、1週間5日のうち全部来るのではなくて、週3日とか2日で科目だけ教えて、例えば担任を持たないとかというイメージなのですが、この場合の日勤講師というのは、週5日なのか週3日なのかとか、あと、職分的にはどうなのかというのをちょっとご説明いただけますでしょうか。

指導室長

いわゆる時間講師というのは時間でいらしやる形になります。そして、今度新しくできます日勤講師の部分については、原則、月16日になります。そして、1日は原則8時間勤務をしていただく形になります。報酬も月額となっております、現行に16日の再雇用職員というのがございまして、その方々と同等の給与水準になります。そして、勤務の中身でございまして、今やっておりますTTや少人数のものにもきちっと充てることができるし、若手教員の指導の部分、つまり後補充といひまして、今講師が入っている部分があるのですね。つまり、本人が初任者研修で学級をあげますので、その後に入る授業があるのです。その人たちは講師で来ている部分があるのですが、その授業を持つとか、その学校に初任者がいる場合にはそこに入ってしっかりと授業を持つとか。それから、校務分掌についても業務分担を今回の場合はこの日勤講師というのはしていかなければならないというような部分はございます。

山田委員長

私からですけれども、2番目の時間講師、時間を単位として勤務するとなっているのですけれども、この時間はだれがどこでどういうふうに判断するようになっているのですか。

指導室長

いわゆる時間講師といひますのは、小学校においては、今お話をしたように、初任者の

場合はそういう研修が義務づけられておりますので、その後の時間数を講師で充てること
ができるとか、産・育休の場合の体育軽減や何かの時間講師ですとか、小学校の場合は入っ
てきます。中学校の場合は、教員の数と子どもの数とで、要するに持ち時数の関係で足り
ない部分が出てくる場合がございます。つまり、講師で対応しなければいけない時間が出
てくる学校があります。数学において足りないということになれば、数学の講師が来て、
その部分を補っています。正規の教員ではない人間が講師として補っております。そうい
う部分も時間講師という形になります。ですので、その時間だけ来るのです。与えられた、
決まった、算出された時間だけ来て補うものが時間講師という形になります。

山田委員長

ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問、よろしいでしょうか。

文言の訂正ですけれども、文言の定義がなかなか難しいので、少し混乱しているように
思います。

それでは、本件につきましても、臨時会において改めて議案として審議したいと思いま
すので、事務局のほうは準備のほうをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しました議事は終了いたしました。

私からですが、委員長職として教育委員会委員長を務めてまいりましたが、一応27日
で任期満了を迎えますので、1年間ご協力ありがとうございました。

これもちまして、教育委員会第10回協議会を閉じます。

午前11時08分閉会